

平成24年第2回大多喜町議会定例会

8月会議会議録

平成24年 8月6日 開議

平成24年 8月6日 散会

大多喜町議会

平成24年第2回大多喜町議会定例会8月会議会議録目次

第1号（8月6日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	2
会議録署名議員の指名	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
休会について	15
散会の宣告	15
署名議員	17

平成24年第2回大多喜町議会定例会8月会議会議録

平成24年8月6日(月)

午後 3時56分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	荻込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野僖一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	税務住民課長	関晴夫君
産業振興課長	菅野克則君	教育課長	高橋啓一郎君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	大竹義弘
------	------	----	------

議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 大多喜小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第2号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日8月6日は休会の日ですが、議事の都合により第2回議会定例会を再開いたします。
これより8月会議を開きます。

(午後 3時56分)

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。
町長。

○町長（飯島勝美君） 本日、第2回議会定例会8月会議の再開をお願いいたしましたところ、議長さんを初め議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、また大変お暑いところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

8月会議の開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、常日ごろより町政運営に何かとご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、行政報告の一部でございますが、去る7月28日に千葉県消防協会主催によります千葉県消防操法大会が開催され、本町消防団の第1分団第1部が夷隅郡市の代表として、小型ポンプの部において出場し、昼夜の練習の成果を十分に発揮し優良賞を獲得されましたことは、大変喜ばしいことでございます。そのほか、第2回議会定例会7月会議以降の行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書により、ご了承いただきたいと思っております。

また、本日の提出議案でございますが、大多喜小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事の請負契約締結及び訴訟関係の弁護士費用の補正予算の審議をお願いしたく、会議の再開をお願いしたところでございます。

それでは、よろしくご審議のほどお願い申し上げ、会議冒頭のごあいさつといたします。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。平成24年第2回議会定例会7月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

また、監査委員から7月25日に実施しました例月出納検査の報告が提出されました。お手元に配付の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

7番 吉野 僖一 議員

8番 志 関 武良夫 議員

を指名します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第2、議案第1号 大多喜小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 議案第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜小学校の屋内運動場につきましては、I s値が0.22で、大規模な地震の震動及び衝撃に対し、倒壊し、または崩壊する危険性が高い建物と診断されております。

今回の工事は、まず十分な耐震性を持たせるために、既存の屋内運動場を補強工事することで、I s値を現在0.22から工事後の0.99まで引き上げる予定でございます。また、補強工事とあわせて大規模改造工事を行い、屋根の改修、2階部分の壁の改修、床の改修、トイレの改造などを実施しようとするものでございます。

この工事の契約につきましては、議案第1号の参考資料にありますとおり、お手元にお配りしてあると思いますが、指名競争入札として10社を選定し、6月26日に入札を執行しましたが、1回目は不落となりました。2回目の指名競争入札は、資料の下段のとおり12社を選定し、7月24日に入札を執行しました。指名した業者のうち10社から辞退届が提出され、2社による入札の結果、片岡工業株式会社が落札し、7月27日に仮契約を締結しましたので、本契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議事日程の1ページ目をお開きください。

大多喜小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、大多喜小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1億4,595万円。
- 4、契約の相手方、千葉県長生郡一宮町一宮3178番地、片岡工業株式会社代表取締役、片岡暉雄。
- 5、工期、議会の議決の日から平成25年2月28日まで。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番志関武良夫議員。

○8番（志関武良夫君） この1回目入札において、大成建設失格ということになっていますが、この失格はどのような条件のもとに失格ということになっているんですか。

それと1回目と2回目の指名の中で、1回目に名前が載っていない会社が載っているんですが、それはどういう関係でしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今回の指名競争入札は、設計額を公表してでの指名競争入札となっております。

1回目の大成建設の失格につきましては、設計額を上回る金額を入札してきたということで失格となっております。

次に、業者が1回目と2回目で変わっているという部分でございますけれども、1回目はごらんのとおり、1回目の入札で落札となりませんで2回目を実施しました。2回目の札入れのところでは2社残っていたわけなんですけど、2社とも辞退ということで、こちらの入札にはもう辞退するというので、1回目に入札に参加していただいた業者の方は、皆さんが辞退または失格ということで、この入札に入れないということで、2回目は新たに業者を選定した入札となっております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

5番 苅込孝次議員。

○5番（苅込孝次君） 失格になった会社なんですけど、これは設計額を公表しての入札なのにオーバーした額を提示するというは、こういう会社に対して何かしらのペナルティーというのか策を考えているのでしょうか。ペナルティーというか今後入札をする場合の指名とか何かの。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ただいまのご質問でございますが、設計額を上回る価格を入れたということでございますけれども、特にそれについては、それを入れたことによってペナルティーを科すとかそういった決めはしてございません。

ただし、今回につきましては、ご存じのように、この資料に基づきますとおり10社指名して7社辞退という非常に異常な事態が出てきております。というのは、やはり建設工事においては、やはり震災の関係等でかなり業務が繁忙になっているというようなことをちょっとお聞きしております。ということで、今現在は、その予定価格を上回った、入札をしたということについては失格というだけで、それに対して今後どうするかということの決まりは今のところ持っておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

6番 君塚義榮議員。

○6番(君塚義榮君) 第1回目の予定価格と第2回目の予定価格に差があるんですけども。

素人が考えると、本来だったら2回目のほうを安く予定価格を出すというのが普通ではないかと思うんですけども、これは2回目のほうが280万も高くして予定価格を出してありますよね。どういった理由ですか。

○議長(正木 武君) 副町長。

○副町長(鈴木朋美君) ただいまのご質問ですが、予定価格について2回目のほうが高くなっているというご質問でございますけれども、これにつきましては、第1回目の入札なんですけれども、これがもう当初の予定価格には全くかけ離れた入札結果に終わりましたので、再度、2回目の入札については業者を全部入れかえたんですけども、参加する業者が2社になってしまったということで、これは当然業者を入れかえることと予定価格、あるいは設計額について見直す必要があるのではないかとということで、町の工事等の請負契約の要綱等があるんですけども、その要綱に基づいて予定価格の見直しをして、そのまま行くとまた入札が不落になる恐れがあると。今回不落になると、工事の工期間等も非常に考慮しなければいけないと。というのは、卒業式に間に合うように工事が終わらなければいけないというようなこともありまして、予定価格を上げた上で入札を執行したということでございます。以上です。

○議長(正木 武君) ほかに質疑はありますか。

11番野村賢一議員。

○11番(野村賢一君) ちょっと1つお聞きします。予定価格の設定というのは業者に頼むのですか。それとも町独自でやっているのでしょうか。

○議長(正木 武君) 副町長。

○副町長(鈴木朋美君) 予定価格につきましては、町のほうで予定価格を設定しております。以上です。

○11番(野村賢一君) 町ですか。

○副町長(鈴木朋美君) はい、そうです。

○議長(正木 武君) 1番野中眞弓議員。

○1番(野中眞弓君) この予定価格を決定する基準というのはあるんですか。

○議長(正木 武君) 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 予定価格を定める基準はございません。基準はございませんけれども、その工事の種別ですとか工事の難易度、また過去の入札結果等々、総合的に判断をして、設計額に対する何パーセントというような形で予定価格を今定めております。というのは、やはり見積もり同額の入札ですと、やはり安く工事が発注できないということでありまして、うちのほうとしてはなるべく安く工事の発注ができるように、工種内容等を見て、工事を安く発注できるような形で入札ができないかということで予定価格を定めております。

以上です。

○議長（正木 武君） 8番志関武良夫議員。

○8番（志関武良夫君） 第1回目の建設入札に加わった業者を見てみますと、そうそうたるメンバーの会社が加わっているんです。それで、その中で辞退をしたり失格をしたりする業者も、これも大手の会社でするよね、みんな。常識的なものの中で、今までこういった業者は、いろいろな建設に携わってきていると思うんです。そういう中で、こういうことが起きているということは、町の設定に何か不備があったのではないか。それと、そういう町の中でもそういう心得のある人、業者、そういった者の意見を聞いて設定額を提示したということになるんでしょうか。そういうことをお聞かせください。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 予定価格の設定につきましては、今話しましたとおり業者からのお話を聞いて設定するというようなことは全くございません。今話したように。

（「そうではなくて、予定額が入札の参考に」の声あり）

○副町長（鈴木朋美君） いや、それも全く専門的な方の意見を聞くとかそういう形での設定はしてございません。あくまでも町の中で担当者、また私どものほうで、今話したように工事の難易度ですとか、工事の内容、その他に基づいて過去の入札結果とかそういったものを踏まえた中で、予定価格を定めて入札を執行しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 8番志関武良夫議員。

○8番（志関武良夫君） そうすると、町の中でそれだけの設定金額を提示するということがなれば、それなりの知識がないと、やはりなかなか難しいと思うんです。こういう耐震問題については、建物の構造、それから今までの強度、そういったものを十分計算した中で、こ

の設定金額を提示しなければいけないというふうになると思うんですが、それだけの知識のある人が町の中に備わっているんですか。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） その今の予定価格の件ですけれども、予定価格につきましては、設計額の何パーセントというような形の設定をしているんです。設計につきましては、これは専門の方が設計をして設計額というのが定まりますので、本来ですと、設計額そのものを予定価格にするということもそれはありますけれども、私どもとしては工事をなるべく低い価格で工事発注ができるように、設計額から何パーセントか落とした形で予定価格を定めて、その価格に合った入札ができれば安く発注ができるという考えから、予定価格を設計額の何パーセントという形で定めています。

その価格の設定の方法は、先ほど話したように、その工事の難易度ですとか内容、また過去の入札結果、それらも踏まえて設計価格の何パーセントにしましょうかということで協議をして、その価格を定めているということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） これは2月でしたか、細かい資料、図面等をももらったやつと同じ設計で、条件的には動いているんですか。この細かいやつは前にももらったことがあるんですけれども、それと設計内容は同じですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、幾つかご質問をいただきましたのでお答えをしたいと思います。まず今回の入札なんですが、先ほど副町長が答えましたように、設計については当然資格を持っております1級建築士、この方が設計をしまして、もちろん設計金額も全部標準の金額を全部入れて設計が組まれております。そういうことで一般的には、県の入札執行に当たっては、大体その設計額をそのまま予定価格に出すことが多いんですが、各市町村につきましては、今副町長が言いましたように大体数パーセントで切っていくというのが一般的なんです。その切った数字が正しいかどうかというのは、大体設計は十分やれるような金額で設計されております。そういうことで、大体どこの市町村でも数パーセント切るというのが一般

的なんです。

それで今回、ではなぜ落ちなかったかということなんですが、実は、これも東北の問題もございます。しかし、いろいろ市場を調べてみますと、ちょうどこの耐震工事が間もなく補助事業が切れてくるということで、千葉県が今一斉に耐震補強、耐震工事、改修工事に入っているんです。それで、実は業者には、工事の手持ちはいっぱいということで、実はほかの市町村でも不落のところは何カ所かあります。そういうことで、本町に限らず今不落の工事が千葉市あたりでも出ているということでございます。業者は、手いっぱいの状況にあるということの中でございました。

それで、この金額も恐らく皆さんにが手持ちでいっぱいあるということと、もう一つは、東北のほうがこれよりもはるかに高い金額で落札しているということもありまして、大手のゼネコンさんはほとんど東北のほうへ人を持っていっているというような状況の中であります。ですから、今の経済状況の中で非常にタイミングの悪い時期であったかなと思います。

それで最近ですが、茂原市でも出したものが2件不落になっております。そういうことでまたメンバー替えをするということでやっておるようございまして、私どもだから、1回目の不落のときに、今お話のありました設計はどうかということで、設計事務所にもう一度この金額はその不落になる原因があるかということを探ねたときにそれはありませんということで、はっきりと設計事務所に再度確認しております。そういうことで設計に問題がなければ、今の経済情勢、いわゆる需要と供給のバランスの中での問題であるということで、内容については、そのまま採用しました。

ただ先ほどの部切りにつきましては、やはり若干1回目の不落の状況を見ますと、なかなか厳しいであろうということで、部切りについては若干ゆるめたと、そういうことの経過で今回実施したところでございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） この2月の資料、今ので大体わかりましたけれども、内容は変わっていないということですね、この前もらった資料と。

それで歳入歳出が計上されたんですけども、この新しく変わったところの金額を教えてくださいいただけますか。国庫支出金とか内容、2月にももらった資料が出ているんですけども大分違ってきてしまっているから。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の吉野議員の持っている資料というのは、今町が設計で多分内容については公表していないと思いますけれども、だからそこにあるはずはないと思いますが。要するに、設計のいろいろな内容の、こういうものを使う部材とかある程度そういうものはあるでしょうけれども、金額とかそういうものについては入っていないと思いますが。もしあるとすれば金抜きだと思えます。金額公表は。

○7番（吉野僖一君） 中央公民館と一緒にもらった資料。この前質問したんだけど、公民館ですけどトイレが追加されたら出ていなかったから図面がないんですかと言ったら、業者から逆に電話がかかってきたり、いろいろ言われたんだけど。

（「それは中央公民館ではないですか」「違う」「両方出ていますよ」「小学校の耐震補強の改修工事の概要で来ているんです、概要で」の声あり）

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 概要であれば変わっておりません。

○議長（正木 武君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） そうしますと、その歳入歳出の細かく資料が出ているんですが、その辺は数字的には変わっていないということですか。大分予定額と違っているんですが、予算額と。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 教育課でお答えさせていただきます。

まず歳出につきましては、基本的には仮契約となりましたので、その工事経費が歳出の経費となります。歳入について、その歳出額が確定したことによりまして補助関係の経費が変わります。ちなみに歳入で見込んでいた金額が国庫支出金ですけども、当初3,193万9,000円を見込んでおりましたが、この工事の結果及び県内の補助の内容の状況が変化しまして4,667万6,000円になる予定です。

あと基金繰り入れとしまして、小中学校施設整備基金を当初800万円繰り入れる予定でしたが、その分については500万で足りるのではないかという考えを持っております。

あと町債部分ですが、当初1億1,110万円の予定でおりましたが、これ起債です。こ

の部分が9,800万円に削減される予定であります。一般財源につきましては、当初92万円で予定しておりましたけれども、その部分が23万3,000円となる見込みであります。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） 1 回目では10社指名、2 回目では12社指名とありますけれども、この中で県内に本社機能のある会社は、それぞれ幾つあるのでしょうか。どこがそうなのか教えてください。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 申しわけありませんが、今手元に資料がありませんので、調査して早速にお答えさせていただきます。

○議長（正木 武君） 1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） この中には、ゼネコンと言われている全国レベルで事業を展開している会社、特に両方入っているんですけども、今町だけではなくて県レベルでもやはり財政が厳しい中、できるだけ事業から出た税金が我々町民、あるいは県民のところに戻ってくるようなそういう企業を選ぶということも必要だと思うんです。数さえそろえればということも問題だと思います。これから先、大型のこういう箱物事業が幾つ出てくるかわかりませんが、やはりそういう立場で税金の環流ということも考えた指名をしていく必要があると思うんですけども、その辺どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 指名業者の件のご質問でございますが、野中議員さんおっしゃるとおり、やはり私どもも入札に当たっては、やはり地元の業者ですとか県内業者等々につきまして、やはり税金の関係もありますし、指名業者の申請が出ている業者の中から一定の、まだ工事などの基準、要するに予定額、設計額に合った業者を極力地元の業者、または県内の業者を指名参加願が出ている中で指名するような形を今現在もしているところでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第3、議案第2号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、議案第2号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)のご説明をいたしますので、3ページをお開きください。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,244万7,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額136万5,000円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

初めに、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、税務総務事務費105万円の増額補正は、大多喜町小沢又地先の平成23年度固定資産税賦課処分額再計算要求事件の行政訴訟に伴う弁護士費用31万5,000円及び大多喜町葛藤地先の固定資産評価審査申出行政訴訟事件に伴う弁護士費用73万5,000円の合計額でございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、農業総務事務費31万5,000円の増額補正は、先ほど税務総務事務費でご説明したものと同一物件であり、小沢又地先の土地の境界確定証明書発行取消行政訴訟事件の弁護士費用でございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中真弓議員。

○1番（野中真弓君） 全部弁護士費用の増額ですけれども、農業総にかかわるものは継続だと思います。でも新しく葛藤云々というのはまだ説明を受けていないと思うのですが、農業関係のほうもその後の進捗状態を含めて説明いただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農林水産業費に係ります農業総務事務費の弁護士費用31万5,000円でございますけれども、これにつきましては、町が発行いたしました小沢又地先の農地に係る隣接土地所有者境界確認証明書の取り消し等について、大多喜町を被告とした行政訴訟事件として提訴されまして、裁判が平成24年5月25日に千葉地方裁判所で開かれました。

この裁判の判決が7月20日にあったわけでございますが、結果につきましては、原告の訴えを却下する判決でございました。しかしながら、この判決を不服といたしまして、控訴される可能性がありますので、控訴となった場合の弁護士への訴訟委任費用として補正予算をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 税務住民課、税務総務事務費の弁護士費用の委託料につま

して、ご説明させていただきます。

こちらのほうは、2件の行政訴訟事件の費用でございます。1点目につきましては、平成23年度固定資産税納税通知書の税額の計算の取り消しを求めるものでありまして、町が誤った計算式を前提として、平成23年度固定資産税を算出し、賦課決定処分をしたとして、その賦課決定処分の取り消しを求めたものでございます。産業振興課のほうと同日に、千葉地裁のほうで裁判がありまして、うちの税務住民課のほうも原告の請求を棄却する判決が出ましたが、やはり東京高裁のほうに上告することが予想されますので、その費用の補正をお願いするものでございます。

2点目ですが、競売で取得した価格と固定資産評価額に差異があるということで、固定資産評価委員会へ審査の申し出がございました。委員会として、その申し出を却下いたしましたので、その取り消しを求め、裁判に持ち込まれるということが予想されますので、補正をお願いするものでございます。

以上2点の弁護士費用として、固定資産税の賦課徴収取り消しについて31万5,000円、審査の申し出の却下の取り消しについて73万5,000円、合わせまして105万円の予算の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 今の説明だとみんな不思議な顔していますので、やわらかい言葉でもう一回説明してもらえますか。簡単にでいいのではないですか。

11番野村賢一議員。

○11番（野村賢一君） 今説明を受けたんですけれども、よくわかりません。それと、この事件はどういうことで起こったかもよく説明してくれたらありがたいと思います。お願いします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 葛藤につきましては、409万9,500円で競売で落札をいたしました。ところが、町の評価額が1億5,982万5,715円ということで、適正な評価額が409万9,500円ではないかということで審査の申し出がございました。評価の方法ですが、非木造建築につきまして500平米以上のものにつきましては、県との合同評価ということで評価しております。その中で、県税事務所と一緒に当初申し出があったときに調査にいったん行きました。

ところが、特に減額するところがないということで、今の金額で評価をさせていただいております。そのことについて適正な価格ではないということで審査の申し出がございました。ところが、裁判所の評価額といいますか、競売の価格というのは、民事訴訟法に売却することを前提とした価格でありまして、したがって求めるべき評価額は、一般で取り引きされる額とはかなり違いが出てきております。また、競売における入札の公告には、当時の固定資産税の評価額がどの程度であるのかというものも示されておりますので、却下をさせていただきましたので、その取り消しについて審査の申し出がございました。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、課長の言いましたのをわかりやすくご説明したいと思いますけれども、言っていることはそのとおりでございます。要は、養老館さんなんです。当然その固定資産の評価というのが出ております。ですから、その固定資産の評価というのは、先ほど課長の言いましたように1億何がしというさっき数字が出ました。これでいわゆる固定資産の税が計算されます。ところが競売で落札いたしましたので、400何がしという形で落としております。ですから先方が言いたいのは、その落とした金額で税額をかけるべきではないかということの申し出なんです。それを課長が順番に今説明したので、非常にわかりにくかったと思いますが、差額は、要するに落札金額に固定資産の税を掛けるべきであろうということの申し出を今受けているところでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（正木 武君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

念のために申し上げます。9月30日までは休会となっておりますが、さきに内報しましたように、9月は定例会月となっております。今後の議会運営委員会で協議し、決定しますが、9月11日から21日の間で会議を開く予定ですので、あらかじめご承知願います。

◎散会の宣告

○議長（正木 武君） 本日はこれにて散会としますが、この後、執行部から本多忠勝・忠朝サミット開催について、議員各位に説明したいとの申し出がありましたので、引き続きよろしく願います。

(午後 4時39分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成24年10月18日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 志 関 武 良 夫